

令和7年度 PFS/SIB実務者セミナー 【法務省資料】

令和8年2月26日（木）

法務省大臣官房秘書課
企画再犯防止推進室

本日本話すること

- 1 「再犯防止」について
- 2 法務省におけるPFS／SIBの取組について
- 3 地方公共団体向け支援メニューについて

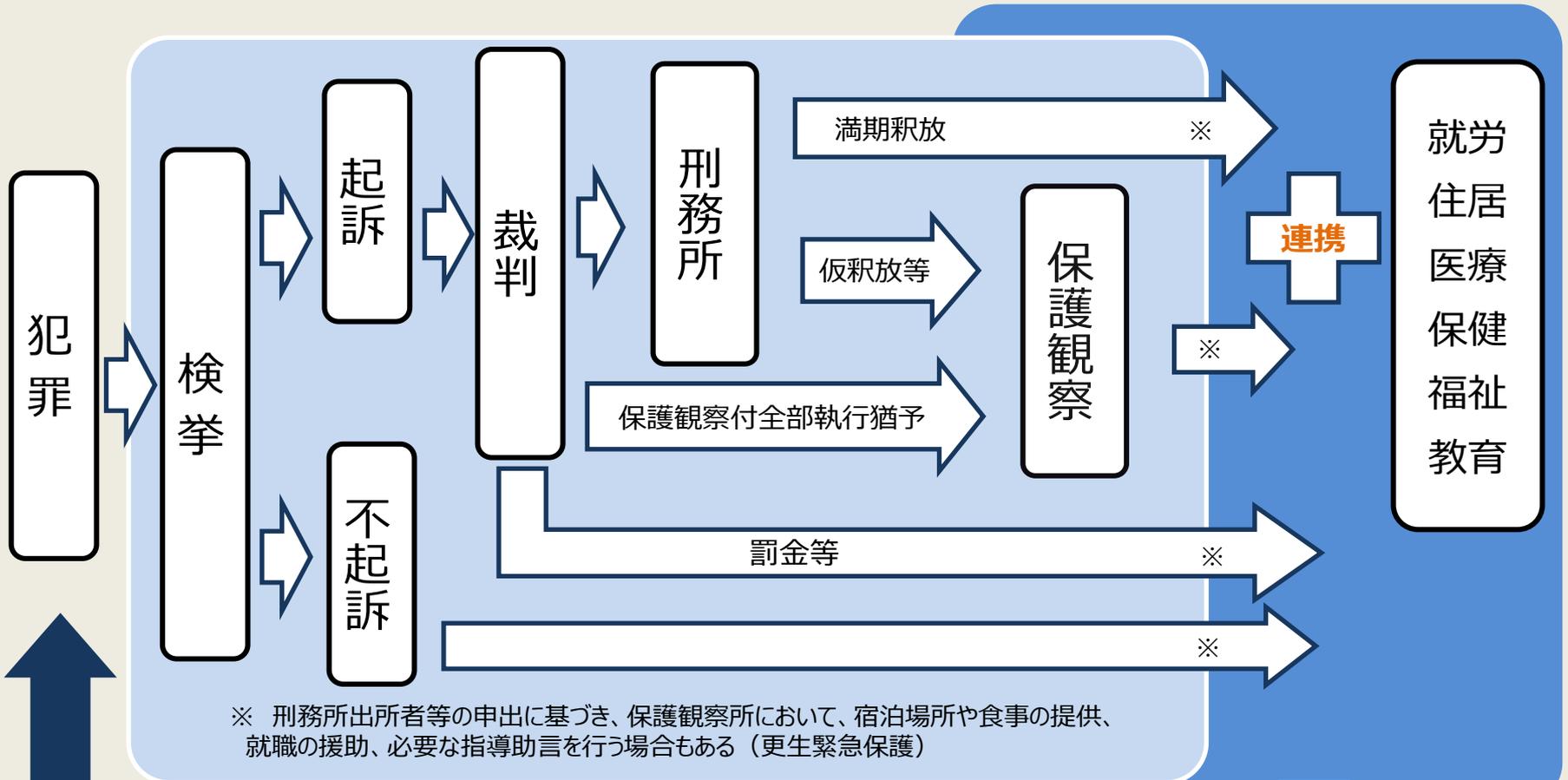
本日本話すること

- 1 「再犯防止」について**
- 2 法務省におけるPFS／SIBの取組について
- 3 地方公共団体向け支援メニューについて

刑事司法手続の流れ（成人の場合）

刑事司法手続

地域社会

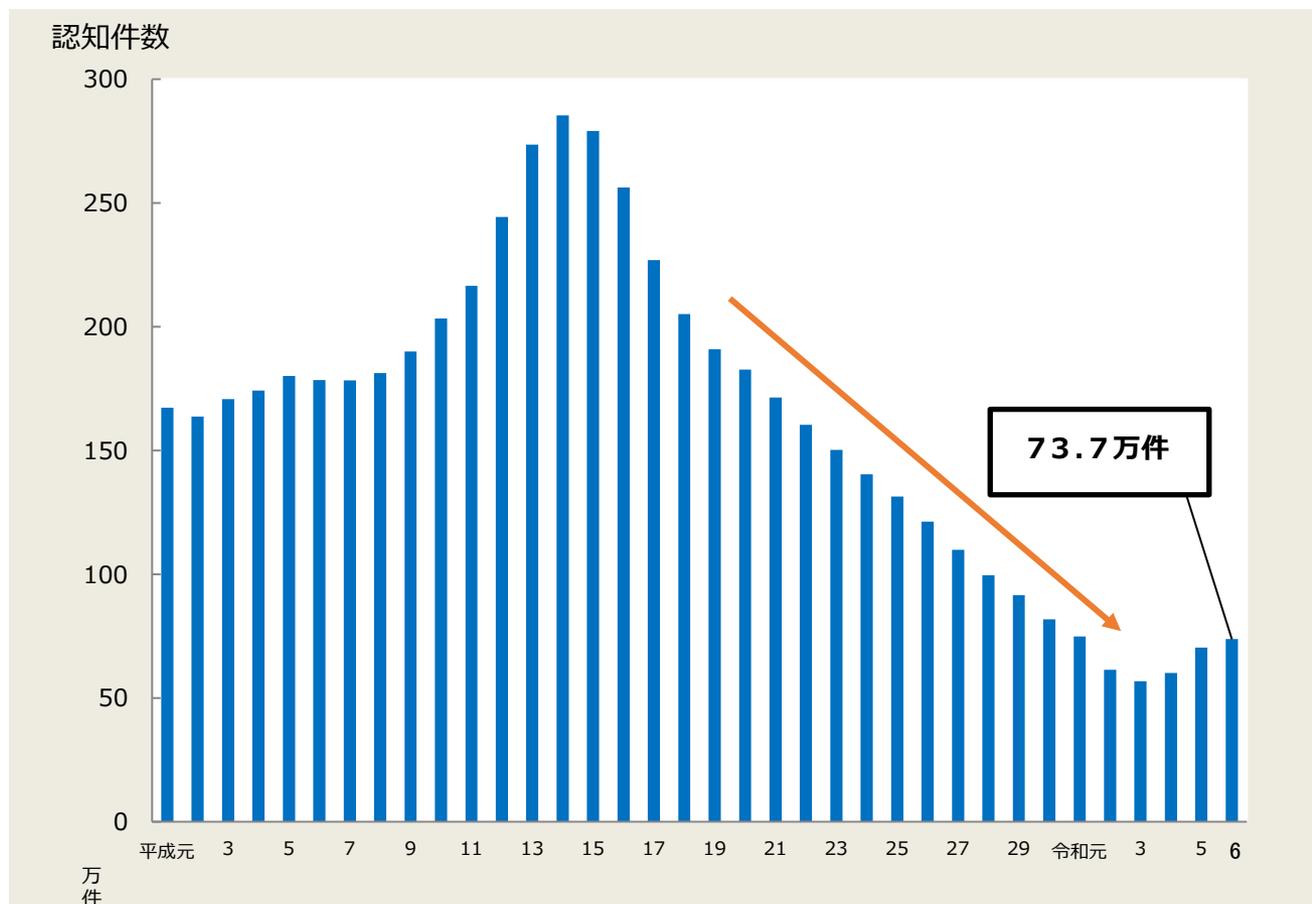


再犯防止

再び犯罪に戻さない

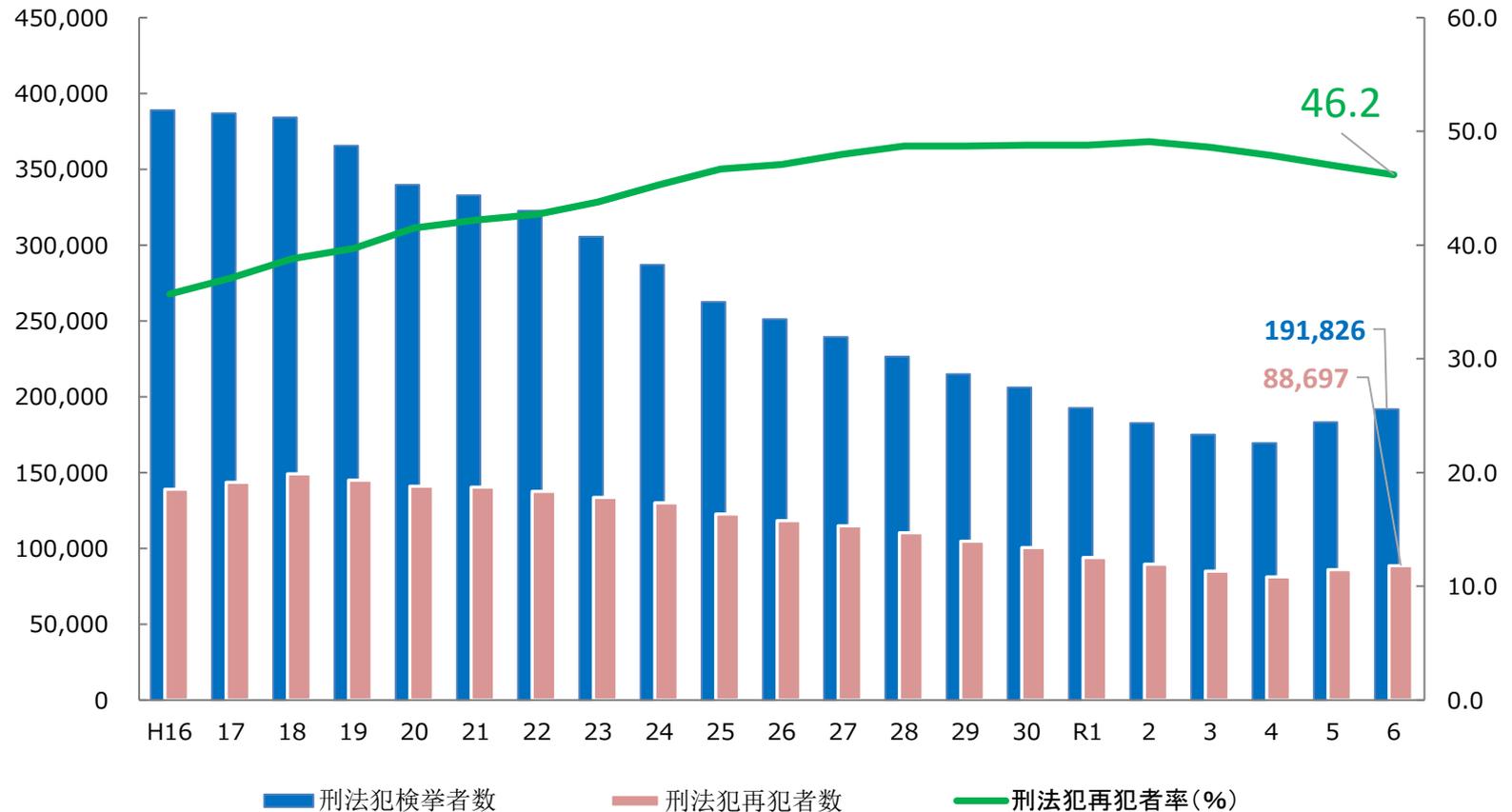
令和6年の刑法犯認知件数は約73万7千件

平成15年から減少傾向にあったが、ここ3年は増加している。



(出典：警察庁犯罪統計)

刑法犯検挙人員の約半数が再犯者である



(出典：警察庁犯罪統計)

新たな被害者を生まない「安全・安心な社会」を実現するためには、
再犯防止の取組が重要

(2) 第二次再犯防止推進計画（令和5～9年度）

7つの重点課題に対し96の施策

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ **民間協力者の活動の促進等**
 - ・ 再犯防止分野においてPFS事業を推進
 - ・ 地方公共団体に対し、PFSを活用した再犯防止事業の導入に向けた支援を行う
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

(3) PFSAクションプラン

PFSAクションプラン(令和5年度～7年度)の概要

PFSAの普及の現状

- 令和3年度末、100件/82団体でPFSA事業が実施。重点3分野(医療・健康、介護、再犯防止)では、65件/66団体で実施。
- PFSA事業を検討している地方公共団体は、122団体と一定数見られるものの、多くの団体では未だ導入検討に至っていない。
- これまでの事業は、単年度、小規模のものが半数以上。社会課題の解決に資する本質的なPFSA事業の普及は進んでいない。

普及促進の進め方

- 前アクションプランに引き続き、重点3分野の事例を蓄積しつつ、他分野(就労支援、まちづくり、環境など)に横展開を進める。
- 官民連携を通じた社会課題の解決というPFSA導入の本来の目的に照らし、「先導的なPFSA事業」の形成を促進する。
- 地方公共団体等の委託事業に限らず、社会課題を解決し、その成果に応じて収益が生まれる事業の促進について検討する。

普及促進のKPI

令和7年度末までに達成

- PFSA事業案件数(3年間で90件)
- 重点3分野の新規団体数(3年間で60団体)
医療・健康、介護、再犯防止分野
- 先導的なPFSA事業※の案件を組成

※先導的なPFSA事業

TYPE-A(事例蓄積がある領域)

- アウトカム指標に連動した成果支払
- 複数年度事業
- オープンサウンディング/公募
- 専門機関の助言・監修
- 厳密な評価デザイン
- 便益等の推定
- 5000万以上の事業規模

TYPE-B(事例蓄積が少ない領域)

- アウトカム指標に連動した成果支払
- 複数年度事業
- オープンサウンディング/公募
- 専門機関の助言・監修
- モデル性の高い成果指標の設定

具体的な普及促進の施策

分野横断的に取り組む事項

- ガイドラインの改訂、分野別手引きの充実
- 入門事業パッケージの構築
- PFSA活用する地方公共団体等に向けた成果評価、行政実務の専門家派遣
- 関係府省や研究機関等が連携しエビデンス環境を充実
- PFSA活用経験者と連携した新たな普及啓発・推進体制の構築
- 交付金の拡充、関係府省補助金等との連携など、普及推進へ戦略的な予算確保
- PFSA事業で得られた知見を、国等の政策立案、予算措置の検討において活用

医療・健康、介護(厚生労働省、経済産業省)

- 案件形成支援及び標準的モデル構築による横展開の推進
- 大規模実証事業の成果等を踏まえ、支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備
- 交付金事業を通じたPFSA事業の拡大(活用事例の紹介等)

再犯防止(法務省)

- 分野別の手引きを地方公共団体等へ周知、内容を充実
- 地方公共団体が実施する事業につき、PFSAの活用を促進し、その導入を支援

多様な主体・分野への展開

- 民間事業者が主体となる新たな成果連動型事業を促進する方策について検討
- 就労支援・環境・まちづくり等、多様な分野への展開を図る

アクションプランの総括

- 令和7年度末までに、成果連動の導入を原則とする事業領域、政策、制度を特定するなど、本アクションプランを総括し、その後の政策に活用。

本日本話すること

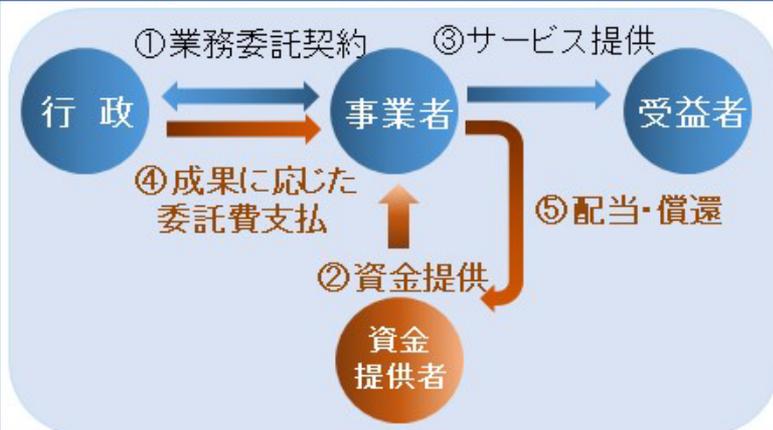
- 1 「再犯防止」を取り巻く状況について
- 2 法務省におけるPFS／SIBの取組について**
- 3 地方公共団体向け支援メニューについて

(1) SIBを活用した非行少年への学習支援事業 (令和3年度～5年度)

ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) とは

あらかじめ合意した成果目標の達成度合いに応じて支払額が変わる**成果連動型民間委託契約方式 (PFS)**の一類型であり、**外部の民間資金を活用**した官民連携による社会課題解決の仕組み

ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) のスキームとメリット



▶ 委託費は事業の成果に応じて支払うため、**効率的な財政拠出が可能**

▶ 外部の民間資金を活用することにより、**小規模な事業者であっても参入可能**

▶ 成果創出のためのインセンティブが働き、**民間のノウハウによる質の高いサービスの提供や事業の工夫・改善が実現**

再犯防止分野におけるSIB事業 (非行少年への学習支援 (令和3年度から))

官民連携の柔軟かつきめ細やかな学習支援により、**学びの継続と充実を図る**

少年院在院中

学習支援計画の策定

在院者との関係構築

将来の可能性の広がり

少年院出院後

学習環境の整備

寄り添い型の学習支援

学習相談の実施

▶ 少年院在院中から学習支援計画の策定等を開始し、**出院後最長1年間の継続的な学習支援を実施**

▶ 対象者の学習継続率や再処分率等を成果指標とし、**事業の成果を評価**

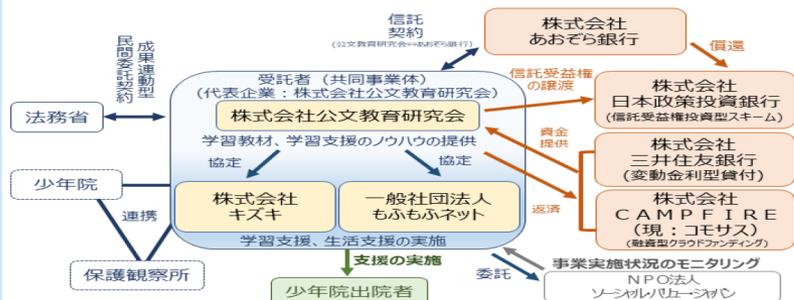


(2) SIBを活用した非行少年への学習支援事業総括レポート

民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式による非行少年への学習支援の実施等業務 最終評価結果を踏まえた事業総括 概要

法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室・株式会社日本総合研究所

▶スキーム



▶事業目的

- SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）による学習支援を通じた新たな再犯・再非行防止対策を実施

▶対象者

- 支援を実施した対象者は29人。
- ①～⑤の要件を満たす少年を候補者として各少年院が選定し、出院後に学習支援を実施。
 - ①本事業による学習支援を希望している、②出院後の帰住先が東京又は大阪である、③2021年10月～2023年2月までの間に出院する見込みがある、④出院後に修学等を希望している、⑤保護者の同意が得られる

▶サービス内容

- 出院後に修学等を希望する少年を対象として、少年院在院中に学習支援計画の策定等を行った上で、出院後、最長1年間にわたり、学習支援を実施するほか、専門家による個別面談等によって生活状況及び心情等の把握、少年の抱える課題の解決に向けた助言等の生活支援を実施。

▶成果指標及び達成結果

分類	成果指標	達成（評価）結果		
		2021	2022	2023
プロセス指標	学習支援計画の策定数	100%	100%	—
	支援継続率	92%	86%	85%
	学習支援計画の見直し検討の回数	100%	100%	100%
アウトカム指標	学習支援計画上の目標達成率	—	—	74%
	YNPSスコア	—	—	80%
	再処分率	—	—	57%

▶評価方法

- 学習支援計画上の目標達成率、YNPSスコア：対照群は設定せず、目標達成・改善した対象者の少年を算定。
- 再処分率：2021・22年に全国の少年院を出院した少年のうち、出院後進学・復学希望であった者を対照群とし、対象者の再処分率を比較。（目標値：70%以下）

①部局横断の発注体制

- 「少年の再処分率低下」というアウトカムを目指すことから、少年院入院期間中から出院後の保護観察期間に渡る一貫通貫した取り組みを行うことを前提として、**大臣官房秘書課企画再犯推進室を筆頭とし、少年院（矯正局）、保護観察所（保護局）が協力するという3部局横断の発注体制**を構築。

②より高い成果指標の達成を見据えたサービスの開発・提供

- 成果指標改善に必要なサービスとは何か」という観点でサービスを開発・提供できた要因は主に三つ。
 - 事業規模が大きいため（約7,100万円）、人員やノウハウを投入してサービス開発を行うことができた。
 - 仕様発注的要素があったが、発注者、サービス提供者、資金提供者の全員が成果発注の重要性を共有していたことから、**実態として成果発注と同様の創意工夫**が発揮された。サービス提供者は仕様にとらわれることなくサービスを開発・提供し、発注者である法務省は契約変更等を柔軟に対応。
 - 中間支援組織（公文教育研究会）のマネジメント、民間資金活用（SIB）により、**セクターを超えてノウハウを有する企業、団体が連携してサービス提供体制を構築**。

③成果視点のPDCAサイクル

- 行政とサービス提供者の両方の視点を有する資金提供者がモニタリングを行うことで、中立的、客観的なモニタリングを実施。**より高い成果指標の達成という観点からサービス提供者や行政に軌道修正を促した。**
- 想定対象者数80人に対して、実際の対象者が29人にとどまった要因として考えられるのは以下のとおり。
 - ▶ 期間内に要件に合致する少年が**潜在的に少なかった**可能性。
 - ▶ 少年院による候補者の選定に困難さがあった。
- 本事業で行われたサービスは、**修学希望、就労希望、進路未定に関わらず必要な支援であったことから、「修学希望」という要件を設けない**ことも想定される。
- 復学・進学に必要な学力の習得にとどまらず、**修学を取り巻く様々な支援が必要**と考え、**学習支援の定義を「学力の習得及び修学を継続するための支援」に拡大**して、学習習慣の定着（週1回2時間の学習機会、欠席のフォロー等）、学習機会の保障（復学先との調整、志望校選びのアドバイス、願書提出や合格手続きのサポート、規則正しい生活リズムの指導、保護者と少年の仲介等）、居場所の提供等のサービスを実施。

①プロセス指標

- アウトカム指標改善のために不可欠な指標
- 学習支援計画上の目標達成率
- 当該指標の達成を通して**対象者の改善が見込める**ことから、初期アウトカム指標として適切。サービス提供者のモチベーション向上にもつながる。

③YNPSスコア

- 再処分率の低下の兆しを表す**対象者のアウトカムを表すことから適切。
- 再処分率
- 事業目的そのもの、そして社会課題そのものを表す**ことから、最終成果指標として適切。社会課題に直結しているため、**関係者はいつもそこに立ち回り、高いモチベーション**で事業を行うことができた。

- 限られた予算・人員の中で、本事業の対象者ではない修学希望者の再処分率をPFS事業が実施されなかった場合の仮想の結果とし、本事業の対象者の再処分率と比較することで**因果関係の評価**が行われた。
- 厳密性の観点から、①誤差を小さくするために**対象者数を一定確保**すること、②各少年の属性や支援内容とその後の再非行・再処分の有無に関するパネルデータを評価に再使用できるよう、少年矯正統計、保護観察統計等の**統合といったデータ整備**が求められる。

総括

事業概要

(3) 再犯防止に係る広報・啓発事業

▶ 事業の概要

- ・実施期間：令和2年度～毎年度（単年度事業）
- ・実施方法：PFS方式

令和7年度は、
お笑いコンビ、コットンを起
用した**動画を作成し**、
インターネット上で公開

[https://www.youtube.com/
@MOJchannel/videos](https://www.youtube.com/@MOJchannel/videos)



本日本話すること

- 1 「再犯防止」を取り巻く状況について
- 2 法務省におけるPFS／SIBの取組について
- 3 地方公共団体向け支援メニューについて**

(1) 地域再犯防止推進交付金

地域再犯防止推進事業の概要

背景

- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的役割を明示
- 都道府県において、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業イメージ



法務省



都道府県

財政支援
(補助金)

補助率 1 / 2
(最大 150 万円)

※ 都道府県負担分について地方交付税措置

(費目例)

人件費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、
需用費 (印刷製本費、消耗品費等)、
役務費 (通信運搬費等)、委託料 等

事業内容

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施

- (基礎自治体に対する) **施策の企画立案支援等** 
 - ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
 - ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など

- (基礎自治体に対する) **理解促進・人材育成** 
 - ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など

- (都道府県が行う) **直接支援**  
就労・住居支援 / **専門的支援** / **相談支援** のいずれか 1 つを実施

事業を委託して実施することも可能
委託に当たっては、PFSの活用を検討

(2) PFS/SIBの手引き

▶ 再犯防止分野における PFS/SIBの手引き

地方公共団体において、
再犯防止分野におけるPFS/SIB事業の
導入・実施を検討する際にご活用いただけるよう、

法務省が行ってきた2つのPFS事業を素材として、
PFS事業の導入・実施のプロセスを解説する手引き
を作成

法務省HPにおいて公表

https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00094.html

再犯防止分野における
PFS/SIBの手引き
～法務省におけるPFS/SIB事業の実施プロセス等解説～

令和5年6月

法務省

大臣官房秘書課企画再犯防止推進室